

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA区所在のB会社に雇用されていたところ、請求人によると、同年〇月〇日、同社からの帰宅途中、C駅の階段を降りる際に、左膝及び腰部を負傷したとしている（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、翌日、D整形外科・内科に受診し「左変形性膝関節症、左膝関節捻挫、左膝関節血腫」と診断され、その後、同年〇月〇日には、Eクリニックに受診し「半月板断裂、腰部脊柱管狭窄症」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日、Y県F病院に受診し「左膝関節出血性滑膜炎、変形性膝関節症、腰部脊柱管狭窄症」と診断された。

請求人は、これらの傷病は本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、同年〇月〇日から同月〇日までの間及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業給付を請求したところ、監督署長は、「左膝関節出血性滑膜炎、変形性膝関節症」は平成〇年〇月〇日、「腰部脊柱管狭窄症」による腰痛は同月〇日をもって治ゆしているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

その後、請求人は後続する請求として平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、同年〇月〇日から同月〇日までの間及び同年〇月〇日から同月〇日までの間の休

業給付を請求したところ、監督署長はいずれも治ゆ後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件通勤災害による傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病名と症状固定時期等について

ア 主治医であるG医師は、左膝関節出血性滑膜炎について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「加齢による変化に外傷が加わり発症したものとする。治ゆ（見込み）は平成〇年〇月末日頃」と述べ、同年〇月〇日付け意見書では、要旨、「治ゆ（見込み）は平成〇年〇月末日頃」と述べている。

イ 鑑定医であるH医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、請求人の傷病名及び症状固定時期について、要旨、次のとおり述べている。

① 災害発生時の傷病名について

本件通勤災害後の請求人の病状の特徴は、膝関節痛と転倒などの外傷を伴わない頻回の関節血腫である。膝関節内骨折や前十字靭帯損傷などの外傷が無く頻回に膝関節血腫を起こす疾患には色素性絨毛性滑膜炎(PVS)

と特発性膝関節血腫があるが、請求人の滑膜の病理組織においてPVSの所見は認められておらず、I医師が平成〇年〇月〇日付けのF病院への紹介状に「膝関節血腫を繰り返すため特発性膝関節血腫と考え、膝関節外科に紹介を検討していました。」と記載しているように、外傷によるものではなく、特発性膝関節血腫と診断した方が合理的である。

したがって、災害発生時の傷病名は、左変形性膝関節症と左特発性膝関節血腫であったと判断する。

② 既往症について

平成〇年〇月〇日撮影の左膝X線写真より骨棘形成が認められ変形性膝関節症であることは明らかである。

腰部脊柱管狭窄症についても、D整形外科・内科外来診療録の平成〇年〇月〇日の記載に「1年前からIMC(間欠跛行)、右下肢しびれ」とあり、同月〇日の腰椎MRI検査で脊柱管狭窄症の所見が認められていることから、左変形性膝関節症と腰部脊柱管狭窄症は既往症であったと判断する。

③ 平成〇年〇月〇日をもって症状固定と認定した妥当性について

足を踏み外したとの主張により「左膝関節捻挫」を通勤災害と認定したことは妥当であり、「左膝関節捻挫」として平成〇年〇月〇日をもって症状固定としたことは、十分な治療期間をおいていると認められるものであり、妥当であると判断する。

④ 平成〇年〇月〇日に行われた左人工膝関節全置換術と本件通勤災害との因果関係について

左人工膝関節全置換術は、既往症である左変形性膝関節症に対して行われた手術であり、本件通勤災害とは全く因果関係は無い。

⑤ その他参考意見(既往症の「腰部脊柱管狭窄症」への影響等)

特発性膝関節血腫と腰部脊柱管狭窄症は独立した別の疾患であり、左膝の愁訴が腰部脊柱管狭窄症へ影響を与えた可能性は無い。

ウ 当審査会としては、請求人の本件通勤災害の状況、症状の推移等に鑑み、以下の理由から、H医師の上記鑑定意見は妥当であると判断する。

(ア) 請求人は、本件通勤災害時に約100ccの新鮮血が左膝関節から吸引されているが、H医師の所見にもあるように、請求人には膝関節内骨折や前十字靭帯損傷などの外傷が認められない以上、外傷による出血は考えら

れず、その後の経過及び各種の検査結果から特発性左膝関節血腫と判断される。

また、左変形性膝関節症については、当該疾病の主な原因が加齢変化であることはよく知られており、G医師も左膝の加齢変化の所見を述べているところであって、請求人の負傷時の年齢（63歳）を鑑みると当該疾病に罹患していることは十分あり得ることであり、画像診断の所見もそれを裏付けている。

さらに、腰部脊柱管狭窄症についてはH医師も指摘しているように、請求人には1年前に間欠性跛行や両下肢のしびれの症状があったことが確認されており、これらは本疾病の特徴とされる症状であることを考えると、請求人は本件通勤災害以前から本疾病を発症していたものと判断される。また、同医師は、本件通勤災害時における左膝への衝撃が腰部脊柱管狭窄症へ影響を与えた可能性は考えにくいとの所見を述べており、さらに、請求人自身が本件事故による腰痛を否定していることから、腰部脊柱管狭窄症の症状を増悪させるほどの強い衝撃が請求人の腰部に加わったとは考えにくく、本件通勤災害により腰部脊柱管狭窄症の症状が再燃ないし増悪した可能性は考えにくいと判断する。

したがって、当審査会としては、H医師の所見のとおり、いずれの傷病も本件通勤災害による負傷との相当因果関係は認められないと判断する。

(イ) 症状固定の時期については、本件通勤災害による傷病と認定した「膝関節捻挫」の症状固定時期を平成〇年〇月〇日としたことについては、H医師が述べるように、十分な治療期間をおいており、当審査会としても妥当であると判断する。

なお、平成〇年〇月〇日に左人工膝関節全置換術が施行されているが、これは主に私病である左変形性膝関節症に対する治療目的で行われたものであり、この手術の施行をもって症状固定時期の変更を要するとは認められない。

また、腰部脊柱管狭窄症に関しては、監督署長は、G医師の本件通勤災害を契機に悪化したとの意見をもとに本件通勤災害により増悪したとみなし、腰椎椎弓形成術等の手術のための入院日の前日である平成〇年〇月〇日を症状固定日と判断しているが、上述したとおり、本件通勤災害と腰部

脊柱管狭窄症との因果関係は認めることはできないものである。したがって、監督署長が請求人に対してした腰部脊柱管狭窄症の治療のための療養給付を支給する旨の処分は妥当でないが、再審査請求は原処分に対する救済手段として認められているものであり、裁決によって再審査請求人に対してされた原処分を不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした上記処分は取り消す限りでない。

(2) なお、請求人は、治癒時期に関して、監督署長が主治医の見込み診断で決定し、主治医や請求人に直接確認を行わないで、症状固定日を決定したのは国会決議などに違反し誤りであると主張しているが、治癒の認定は通常、主治医の判断をしんしゃくして行われるものの、労働基準監督署長が他の専門医の判断が必要とした場合には、その意見をもとに決定することが認められていることを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日に治癒したものであることが認められるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。